

第4次武蔵野市民地域福祉活動計画策定委員会傍聴基準

平成30年7月20日 基準第3号

(趣旨)

第1条 この基準は、第4次武蔵野市民地域福祉活動計画策定委員会設置要綱第9条に基づき、第4次武蔵野市民地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人数)

第2条 傍聴人数は20名を限度とする。ただし、委員会開催会場の定数により、20名の傍聴が出来ない場合は、第4次武蔵野市民地域福祉活動計画策定委員会委員長（以下「委員長」という。）が定めた人数までとする。

(傍聴の手続き)

第3条 委員会を傍聴しようとする者は、受付において傍聴受付簿に記入をしなければならない。

(傍聴席以外の入場禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物等を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイク等委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
- (4) 前各号のほか、委員長が職務執行上支障があると認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てるなど議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会場内では飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、委員会を非公開とする委員会の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの基準に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この基準は、平成30年7月24日から施行する。